

項目	質問	回答
封筒	封筒はなぜ2通必要なのですか？	1通は、「資格審査結果通知書」送付用です。 もう1通は、受付済書及び不足書類があった場合の通知書送付用です。
入札参加資格審査申請書兼委任状 希望業種一覧表①②	記入は手書きでもかまいませんか？	原則、PCで作成して、印刷をお願いします。 手書きの場合は、ボールペンで枠内に納まるように、丁寧に記入してください。 (社名の入った横判は不可)
入札参加資格審査申請書兼委任状	事実上の本社の所在地が登記と異なる場合は、どちらを記入すればよいでしょうか？	事実上の本社の所在地で申請することが可能です。なお、その場合には、理由を示す書類を添付してください。
入札参加資格審査申請書兼委任状	資本金と総従業員数は何を書けばよいですか？	資本金は、登記事項証明書に記載されている金額を書いてください。 (株主資本や純資産の金額ではありません。) 総従業員数は、本店、各支店、各営業所の全ての正社員数を合計した人数を書いてください。
入札参加資格審査申請書兼委任状	2か年平均売上高は何を書けばよいですか？	直前2か年の会社全体の売上高から建設工事の売上高を除いた分を記入してください。 (計算式:直前2か年の会社全体の平均売上高-直前2か年の建設工事の平均売上高)
入札参加資格審査申請書兼委任状	申請書に押す代表者印は、実印でなく、契約書等で普段使用している使用印でよいですか？	必ず実印を押してください。なお、実印であることを確認しますので、印鑑証明書も必ず添付してください。
入札参加資格審査申請書兼委任状	【年間委任を受ける支店又は営業所等】に記入が必要なのは、どのような場合ですか。	年間を通して支店長等に契約等の権限を委任する場合です。 例えば、入札書や契約書、請求書等を、委任された支店長名で作成する場合は必要です。 単なる事務担当者や、申請手続き担当者等を記入しないでください。

項目	質問	回答
入札参加資格審査申請書兼委任状	受任者印は個人の認印でもよいですか？	入札、契約、請求等に使用するのであればかまいませんが、できるだけ「〇〇支店長印」「〇〇営業所長印」等にしてください。
希望業種一覧表①②	役務・物品の営業品目で「その他」を希望したいのですが、チェックをつけるだけでよいですか？	「その他」を希望する場合には、必ず営業品目記入欄の中に具体的な業務内容や取扱製品を記入してください。
希望業種一覧表①②	営業品目記入欄には何を書けばよいですか？	希望業種一覧表に〇を付けた営業品目の中で、さらに細かい取扱品(〇〇社代理店、美術品運送等)を簡潔に記入してください。 営業品目のその他に〇を付けていなくても、具体的に記入してください。
希望業種一覧表①②	以前の様式には、入力票に業種ごとの2か年平均売上高の記入欄がありましたが、なくなったのですか？	はい。業種ごとの売上高の記入は不要となりました。その代わりに、入札参加資格審査申請書兼委任状に会社全体の2か年平均売上高を記入する欄を設けましたので、記入してください。
希望業種一覧表①②	給食センターへの食材納入を希望したいのですが、品目コードはどの番号ですか？	食材については、給食センターで業者受付をしています。詳細については、直接給食センターにお問い合わせください。
納税証明書	茨城県内に法人県民税等課税対象の支店・営業所がありますが、年間委任先には指定しません。この場合、茨城県税の納税証明書は不要ですか？	委任先かどうかにかかわらず、法人税等課税対象の支店・営業所が茨城県内にあるときは、茨城県税の納税証明書が必要です。市税(土浦市)についても同様です。 例：茨城県外に本社があり、土浦市内に支店があるが、年間委任先は設置しない→国税、県税、市税全て必要。
使用印鑑届	使用印鑑届が必要なのは、どのような場合ですか？	入札、契約、請求等にあたり ①(年間委任先を設置しない場合)代表者が実印とは異なる印鑑を使用する場合。 ②(年間委任先を設置している場合)受任者が別添「入札参加資格審査申請書兼委任状」に押印した受任者印とは異なる印鑑を使用する場合。

項目	質問	回答
営業経歴書	営業経歴書は何を記入するのですか？	希望業種一覧表で○をつけた業種に関して、直前2年間の各営業年度における契約実績を記入してください。 土浦市以外の官公庁、民間企業等との契約実績でもかまいません。 役務を希望する方は必ず提出してください。 なお、書き方については記入例を参考にしてください。
暴力団と関係の無いことの宣誓書	宣誓書は委任者の記載でも良いですか？	本社の代表者が記載してください。
営業所一覧表	委任先を設置しない場合、営業所一覧表は不要ですか？	年間委任先を設置しなくても、本社以外に支店・営業所がある場合には、必ず一覧表を添付してください。また、複数の支店・営業所があるときは、全て記入してください。
営業所一覧表	土浦市内(または茨城県内)に支店はありますが、その支店は建設業の許可をとっていません。建設工事の申請をする時に、その支店は営業所一覧表に記載しなくてもよいですか？	建設業の許可の有無にかかわらず、営業所一覧表には必ず記載してください。 特に法人税等課税対象の支店・営業所が土浦市内(または茨城県内)にある場合には、営業所一覧表に必ず記載してください。
営業の許認可調書	営業の許認可調書は、何を記入すればよいですか？	希望した営業品目で、営業に許認可が必要となるものは、 <b>必ず</b> 記入して、許認可等を添付してください。また、営業上で取得した資格(プライバシーマークやISO)等があれば、任意に記入して証明書を添付してください。 業務を履行する上で、個人の資格が必要となるもの(電気工事やボイラー技士等)は営業の許認可調書の下に従業員の保有資格に、資格名称と保有人数を記入してください。資格証の写しの添付は不要です。
その他	入札参加資格の有効期間はどのように設定されているのですか？	定期受付の認定は、2年間の有効期間があります。追加受付は、直前の定期受付における認定期間末までの残期間の認定となります。 なお、「建設工事」・「測量・コンサルタント」と「役務の提供・物品納入」では定期受付が1年ずれているため、希望業種によっては毎年申請が必要となりますのでご注意ください。